

答 申

1 審査会の結論

埼玉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、令和6年8月20日付けで行った、保有個人情報の開示をしない旨の決定は、妥当である。

2 審査請求等の経緯

（1）処分の経緯

ア 審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法律」という。）第76条第1項の規定に基づき、令和6年8月5日付けで実施機関に対し、「『令和4年公安委員会苦情第〇〇号』に関し『地域部総務課』が〇〇警察署を該当所属とする苦情申出内容の事実関係等を調査して『警務部監察官室』に回答した公文書の（警務部監察官室の）収受起案決裁文書」（以下「本件対象保有個人情報」という。）について開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

イ 実施機関は、法律第82条第2項の規定に基づき、令和6年8月20日付けで本件開示請求について、不存在を理由に本件対象保有個人情報の開示をしない旨の決定（以下「本件処分」という。）を行った。

（2）審査請求の経緯

審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、実施機関の上級行政庁である埼玉県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対し、令和6年10月1日付けで本件処分の取消しを求める旨の審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

（3）審査の経緯

当審査会は、本件審査請求について、令和6年12月26日付けで、諮問庁から法律第105条第3項において準用する同条第1項の規定に基づく諮問を受け、弁明書及び反論書の写しを受領した。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

本件処分を取り消しを求める。

(2) 審査請求の理由

開示しない理由が「作成されておらず存在しないため」となっているが、令和〇年〇〇月〇〇日付け文情第〇〇号（以下「文情第〇〇号」という。）で開示された保有個人情報によれば、本件対象保有個人情報と推定されるものは令和4年5月9日に作成（取得）されているはずである。

本件対象保有個人情報は、警務部監察官室（以下「監察官室」という。）が令和〇年〇〇月〇〇日付け監第〇〇号「公安委員会苦情の調査結果について（報告）」（以下「監第〇〇号」という。）を作成するに当たって、その根拠とした資料（＝原文書）であり、地域部地域総務課（以下「地域総務課」という。）が事実関係を調査し、当該調査結果について監察官室に回答した文書を監察官室が収受したことを示す起案・決裁文書である。

(3) 反論書の趣旨

本件対象保有個人情報は、監察官室が監第〇〇号を作成するために用いた地域総務課が事実関係を調査し、当該調査結果について監察官室に回答した文書を監察官室が収受したことを示すものである。

本件処分に係る開示しない理由は、「作成されておらず存在しないため」と記載されているが、文情第〇〇号によって開示された保有個人情報では、本件対象保有個人情報と推定されるものが、令和4年5月9日に作成（取得）されている。

弁明書においても「本件審査請求人が申し出た埼玉県警察職員の職務執行に関する苦情について、監察官室長が当該苦情申出に係る関係所属である地域総務課長に対して調査を依頼し、その調査結果を令和4年5月9日に監察官室長が地域総務課長から取得し、同年9月1日に廃棄した」と明確に記載している。

埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号）では、「公文書とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書」と定義されているから（作成したのではなく）取得したものであっても、当該公文書と推定されるものが存在する（ある

いは存在した)ことは明らかである。開示請求者による公文書開示請求に対し、当該公文書の成立した経緯が「作成したもの」と「取得したもの」とで、その後の開示、不開示の扱い等が異なることなどあり得ない話である。

本件対象保有個人情報、本件開示請求時に既に廃棄され、存在しなかったのであれば、本件処分に係る開示しない理由は「作成されておらず存在しないため」ではなく、「監察官室は令和4年5月9日に收受(取得)したが、令和4年9月1日に廃棄したため」とすべきである。したがって、「作成されておらず存在しないため」は誤りである。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

監察官室長は、地域総務課長が作成した調査結果を、電子メールで取得したものである。埼玉県警察文書管理規程(平成14年埼玉県警察本部訓令第25号。以下「規程」という。)第8条第1項及び第2項では、埼玉県警察宛てに送達された文書等を收受する際の原則を定め、同条第3項においては、その例外として「次の各号に掲げる文書等は、各所属の文書取扱者又は所属長の指定する者が文書等を直接收受することができる。」とされ、同項第5号には「電子メールにより送信されたもの」を直接收受することができるものとして規定されている。

文書等の受付手順を定めた規程第11条第1項では、「文書等は、第8条第3項の規定による文書等(第15条の規定により受信した電子文書を除く。)の收受、前2条の規定による文書等の配布又は次条第1号の規定による回付を受けた時に受け付けたものとする。」とし、同条第2項に「受け付けた文書等が埼玉県警察以外の官公署、団体等から送達されたものであるときは、その内容が軽易又は定例的なものを除き、受付番号を付し、文書受付簿に記載するとともに受付印を押すこと」と規定されている。

しかし、埼玉県警察の部内間における文書の收受について、文書受付簿を作成し、記載することは規定されていないことから、監察官室長は埼玉県警察の部内間における書類の收受を記載する文書受付簿を作成していない。

なお、文書等の作成等の原則を定めた規程第17条第3項では、「第11条第1項の規定により文書等を受け付けた職員は、当該文書等を速やかに順次上司を経て、原則とし

て名宛人に提出し、閲覧に付し、処理しなければならない。」と規定されており、監察官室長が地域総務課長から收受した調査結果は、規定に沿って上司の閲覧を経て処理されているが、埼玉県警察の部内間における文書のため、当該調査結果を收受したことを疎明できる起案用紙等は作成されておらず存在しない。

5 審査会の判断

(1) 本件対象保有個人情報について

審査請求人は、反論書において、「審査請求の対象となっているのは総務部監察官室が令和〇年〇〇月〇〇日『監第〇〇号』公安委員会苦情の調査結果について（報告）を作成するために用いた『地域部地域総務課が事実関係を調査し調査内容を警務部監察官室に回答した文書』を警務部監察官室が收受したことを示すものである。」と記載し、監察官室が監第〇〇号を作成するために用いた地域総務課が事実関係を調査し、当該調査結果について監察官室に回答した文書自体が、本件対象保有個人情報であると主張している。しかし、本件開示請求書においては、『令和4年公安委員会苦情第〇〇号』に関し『地域部総務課』が〇〇警察署を該当所属とする苦情申出内容の事実関係等を調査して『警務部監察官室』に回答した公文書の（警務部監察官室の）收受起案決裁文書」を本件対象保有個人情報として記載している。

また、本件審査請求書においても「当該公文書とは、（中略）地域部地域総務課が事実関係を調査し調査内容を警務部監察官室に回答した文書を警務部監察官室が『收受したことを示す起案・決裁文書である。」とし、諮問庁から同時に諮問を受けた諮問第193号に係る反論書では、諮問第193号に係る対象保有個人情報の1つである「地域部総務課が、警務部監察官室に書面で回答した内容を記した文書を発議した起案決裁文書」について、「（前略）地域部地域総務課が『書面で回答した内容を記した文書』で警務部監察官室に回答することを（地域部地域総務課の）組織として意思決定したことを示す『発議』の起案・決裁文書の全体を開示請求対象としているのであって、単に（中略）『警務部監察官室長が定めた報告用紙に調査結果を記載したもの』だけを言っているのではない。具体的には、例えば、『監第〇〇号により警務部監察官室から依頼を受けた事案につき別紙、警務部監察官室長が定めた報告用紙に記載した内容で回答したい。』のような表現を用いた文面によって、それが、いつ起案されたの

か、いつ決裁されたのか、起案者、決裁関与者、決裁者は誰であるかがわかるもの
ことである。」と記載している。

このことから、当審査会は、本件対象保有個人情報について、審査請求人が行った、
警察法（昭和29年法律第162号）第79条の規定に基づく、〇〇警察署員の職務
執行に係る苦情申出について、地域総務課が調査し、監察官室に電子メールにより回
答した調査結果を、監察官室において、收受したことを起案及び決裁したことがわか
るように入れたものであると判断し、審議を行った。実施機関は、本件対象保有
個人情報は作成されておらず存在しないとして、本件処分を行った。これに対し、審
査請求人は、本件処分の取消しを求めている。そのため、当審査会では、本件処分の
妥当性について以下検討する。

（2）本件処分の妥当性について

本件対象保有個人情報の元となる地域総務課が作成し、監察官室に回答した調査結
果（以下「原調査結果」という。）は、電子メールにより送受信されたものである。当
審査会において、規程を確認したところ、規程第8条第3項第5号には、電子メール
により送信されたものは、各所属の文書取扱者又は所属長の指定する者が直接收受す
ることができる規定され、規程第11条第1項では、電子メールにより送信された
ものは、收受した所属の主管に属するものであれば、收受されたと同時に受け付けた
ものとする規定されている。

規程第11条第2項には、受け付けた文書等が、実施機関以外の官公署、団体等か
ら送達されたものであるときは、当該文書等の内容が軽易又は定型的な場合を除いて、
文書受付簿に記載し、受付印を押印するよう規定されているが、原調査結果は、実施
機関内の所属間で送受信されたものであり、当該規定に該当しない。

また、規程第17条第3項では、受け付けた文書等は、速やかに上司が閲覧した上
で、当該文書等に記載された事案を処理するよう規定されているが、收受したことを
起案及び決裁しなければならないとの規定はない。

上記のとおり、監察官室が、收受した原調査結果について、文書受付簿への記載、
受付印の押印並びに收受した旨の起案及び決裁は、規程上、不要であり、原調査結果
に收受したことがわかるよう手を入れる又は別文書を作成する必要性は認められない。

したがって、本件対象保有個人情報を作成していないという実施機関の主張に不自

然、不合理な点は認められず、その他本件対象保有個人情報を作成されたと認めるに
足りる事情も伺えない。

(3) その他

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するもので
はない。

(4) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

加藤 隆之、奥山 亜喜子、栗原 隆之

審査会の経過

年 月 日	内 容
令和6年12月26日	諮問（諮問第194号）を受け、弁明書及び反論書の写し を受理
令和7年 1月21日	審議
令和7年 2月19日	審議
令和7年 2月27日	答申